

平成 21 年 2 月 27 日

法務省民事局参事官室 御中

全国銀行協会

「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」
に対する意見について

今般、標記省令案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 会社計算規則について

会社計算規則改正案第 139 条の 2（金融商品に関する注記）を削除して いただきたい。

（理由）

会社法の注記事項は、金融商品取引法の注記事項と必ずしも同じではなく、
現状においても、有価証券・デリバティブの時価情報、退職給付費用および
リース取引等は、金融商品取引法の注記事項とされているが、会社法の注記
事項とはなっていない。

また、「金融商品」の実質は有価証券・デリバティブであり、有価証券・
デリバティブに関する事項が現状において会社法上注記の対象とされてい
ないのであれば、今回の改正で第 139 条の 2 を規定する意義は乏しいと考え
られる。

さらに、金融商品の時価に関する注記を行う際には、非常に広範な時価情
報の収集が必要であるため、集計に相当の時間を要することが想定されると
ともに、記載する情報として、定量情報に加えて広範な定性情報を盛り込む
必要があるため、注記の分量も相当な規模になることが想定される。

以 上